

# 塗装システムの認定試験事業所に関する事項

## 改正規則

事業所承認規則  
(日本籍船舶用)

## 改正事項

塗装システムの認定試験事業所に関する事項

## 改正理由

IACS は、IMO 塗装性能基準 (決議 MSC.215(82)) による塗装システムの認定試験事業所に関する承認の要件を統一規則 Z17 に新たに加え、2007 年 11 月に統一規則 Z17(Rev.7)として採択した。

その後、2008 年 2 月に開催された第 4 回の塗装に関する IACS の専門家会議 (IACS EG/Coating 会議) において、塗料システムのクロスオーバー試験を実施する試験機関 (塗料メーカーが行う場合を含む) に対しても、IACS 統一規則 Z17 を適用することが合意された。

今般、IACS 統一規則 Z17 の適用に関し、第 4 回 IACS EG/Coating 会議で合意された事項に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

クロスオーバー試験を実施する試験機関 (塗料メーカーが行う場合を含む) に対しても、塗装システムの認定試験事業所に関する承認の要件を適用する必要がある旨明記した。